試験項目			項目名称	説　明	規格対応	試験単位	項目コード	料金	
								中小	一般
摩耗摩擦試験	摩擦・摩耗試験機 【SRV5】 （Optimol Instruments Prüftechnik社製）	基本料金	往復動摩擦試験	所定形状の球・円筒・平面を基板）に押し付けて往復摺動させた時の摩擦係数を測定します． また，試験後の試験片を観察・測定することで摺動状態を検討することができます． 本試験機の特徴は，2000Nまでの高荷重や1000℃までの高温下などの様々な環境で摩擦・摩耗試験を実施できることです．	NA	1条件10分につき	T414711	¥2,880	¥4,310
		同一試験の追加料金	往復動摩擦試験（同一試験の追加）			10分につき	T414751	¥1,120	¥2,430
		（オプション）高温試験	往復動摩擦試験　300℃を超えてるもの	下部試験片を300℃を超え1000℃以内に加熱する場合		1試験	T414721	¥7,380	¥14,770
		（オプション）雰囲気制御	往復動摩擦試験 雰囲気の温湿度を調整するもの	試験チャンバーの温湿度を制御する場合		1試験	T414731	¥1,970	¥3,950
		（オプション）回転運動	往復動摩擦試験 回転モードの場合	往復運動ではなく，回転運動で試験を実施する場合		10分につき	T414741	¥670	¥1,340
		極圧性試験	（組合せ）	潤滑油やグリースなどの潤滑剤に対し極圧性（どれくらいの荷重に耐えられるか）を規格に準じて試験します．	ASTM D5706（グリース） ASTM D6425（潤滑油）	1試験（53分30秒）	T414711＋T414751 x 5	¥8,480	¥16,460
		耐摩耗試験	（組合せ）	潤滑油やグリースなどの潤滑剤に対し耐摩耗性を規格に準じて試験します．	ASTM D5707（グリース） ASTM D7421（潤滑油）	1試験（2時間30秒）	T414711＋T414751 x 11	¥15,200	¥31,040
		試験片観察・写真撮影	光学式顕微鏡によるもの　像の観察	マイクロスコープを用いて、試験後の試料観察を行います．	NA	1試料につき	T511111	¥3,170	¥3,450
			光学式顕微鏡によるもの　写真撮影	上記観察後に写真撮影を行います．		1撮影につき	T511121	¥590	¥1,180
		粗さ・形状計測	表面粗さ・形状測定機による	試験後の試験片形状や粗さを測定する場合		1箇所につき	TF12311	¥3,610	¥7,220
	ボールオンディスク摩擦摩耗試験機 （CSM Instruments社製）	基本料金	ボールオンディスク乾燥摩擦試験	回転運動により表面改質品等の摩擦特性を評価します．（摩擦係数測定等）	JIS R 1613-2002	1条件1時間につき	T412311	¥3,190	¥6,390
		同一試験の追加料金	ボールオンディスク乾燥摩擦試験（同一試験の追			1時間につき	T412312	¥820	¥1,660
	スクラッチ試験機 （Micro Photonics Inc. 社製）	基本料金	スクラッチ試験	ダイヤモンドのチップ先端で表面を引っ掻き、膜の破壊特性や密着性等の機械的特性を評価します。	NA	3測定につき	T412411	¥3,120	¥6,800
		同一試験の追加料金	スクラッチ試験（同一試料の追加）			1測定につき	T412412	¥560	¥1,220
せん断粘度測定	動的粘弾性測定装置 【HAAKE MARS Ⅲ 】 （サーモフィッシャーサイエンティフィック社製）	基本料金	レオロジー測定による	液体や溶融樹脂の粘度測定 エマルションや懸濁液の分散・凝集過程の追跡	JIS K7117-2	1条件1時間につき	T414611	¥10,350	¥18,560
		同一試験の追加料金	レオロジー測定による（同一試験の追加）			15分につき	T414612	¥1,230	¥2,080
動的粘弾性測定	動的粘弾性測定装置 【HAAKE MARS Ⅲ 】 （サーモフィッシャーサイエンティフィック社製）	基本料金	レオロジー測定による	ゲルの粘弾性 硬化・軟化工程の追跡 固体樹脂のTgTm測定	NA	1条件1時間につき	T414611	¥10,350	¥18,560
		同一試験の追加料金	レオロジー測定による（同一試験の追加）			15分につき	T414612	¥1,230	¥2,080
	動的粘弾性測定装置 【RSA3】 （ティー・エイ・インスツルメント 社製）	基本料金	上下振動による 周波数分散測定(等温測定)	固体の動的粘弾性(貯蔵弾性率、損失弾性率、tanδなど)測定	NA	1測定につき	T414511	¥6,370	¥12,340
		基本料金	上下振動による 温度分散測定			1測定につき	T414521	¥10,640	¥20,530
		冷却	上下振動による 液体窒素を使用するもの			100リットルにつき	T414531	¥17,650	¥19,880
ラマン分光分析	顕微レーザラマン分光測定装置 【InVia Reflex】 （RENISHAW 社製）	基本料金	顕微レーザーラマン分光測定	サンプルにレーザーを照射し、発生したラマン散乱光から物質の種類や状態を分析します。	NA	1試料1測定点につき	T616111	¥4,670	¥9,710
		同一試験の追加料金	顕微レーザーラマン分光測定（同一試験の追加）			1測定点につき	T616112	¥2,570	¥5,150
超微小押込み硬さ試験	超微小押し込み硬さ試験機 【G200】 （Agilent Technologies 社製）	基本料金	超微小硬さ試験	試料にダイヤモンド圧子（バーコビッチ型）を押し込んだ際の抵抗から表面の機械的特性を評価します。押込み深さを数百nmの浅い領域で制御することができるため、薄膜の強度評価に使用することができます。	・JIS Z2255 (2003) ・ISO 14577 ・ASTM E2546-07	5試験点につき	T219111	¥3,580	¥7,170
		同一試験の追加料金	超微小硬さ試験（同一試験の追加）			1試験点につき	T219112	¥520	¥1,100
走査プローブ顕微鏡観察	原子間力顕微鏡 【Dimension Icon】 （Bruker 社製）	基本料金	形状等の測定	数百nm程度の微小な表面応答を検出し、形状観察します。	NA	1解析につき	TF12211	¥8,440	¥12,710
X線光電子分光分析	X線光電子分光分析装置 【QUANTERA2 】 （アルバック・ファイ 社製）	基本料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （ワイドスキャン測定）	X線の照射により最表層（数nm）の表面状態（物質の種類や状態）を分析できます。	NA	1測定につき	T634111	¥17,900	¥33,980
		基本料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （ナロースキャン測定）		NA	1試料1時間につき	T634211	¥18,950	¥34,390
		同一試験の追加料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （ナロースキャン測定 同一試料の追加）		NA	1時間につき	T634212	¥6,140	¥12,280
		基本料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （深さ方向分析）		NA	1試料1時間につき	T634311	¥22,060	¥40,530
		同一試験の追加料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （深さ方向分析、同一試料の追加）		NA	1時間につき	T634312	¥6,140	¥12,280
		基本料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （面分析または線分析）		NA	1試料1時間につき	T634411	¥18,950	¥34,390
		同一試験の追加料金	エックス線光電子分光分析装置によるもの （面分析または線分析、同一試料の追加）		NA	1時間につき	T634412	¥7,260	¥14,390
飛行時間型二次イオン質量分析	飛行時間型二次イオン質量分析装置 【TRIFT Ⅲ】 （アルバック・ファイ 社製）	基本料金	飛行時間型二次イオン質量分析装置によるもの （通常測定）		NA	2時間以内	T636111	¥27,720	¥51,120
		同一試験の追加料金	飛行時間型二次イオン質量分析装置によるもの （通常測定 同一試験の追加 ）		NA	30分につき	T636112	¥4,240	¥7,630
		同一試験の追加料金	験 飛行時間型二次イオン質量分析装置によるもの （追加解析）		NA	30分につき	T636211	¥1,320	¥2,660

*料金単価は1円単位ですが、請求時には合計金額の10円未満は切り捨てます。
*下記のように、御業種によって料金が異なります。ご確認ください。

適用料金	業種等	資本金又は従業員数
一般料金		中小企業基本法第2条に定める中小企業（下記要件を参照）以外の企業、一般財団法人・一般社団法人、NPO法人、国・都道府県・区市町村等自治体、独立行政法人、大学、専門学校、個人など
中小企業料金	小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下の会社、個人事業者
	サービス業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下の会社、個人事業者
	卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下の会社、個人事業者
	製造業・その他	資本金3億円以下又は従業員300人以下の会社、個人事業者
	中小企業団体	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人あるいは団体、中小企業者からなる団体
	当センター理事長が必要と認めた場合	公益財団法人又は公益社団法人 業務提携等の協定に基づく事業（業務提携事業）